

災害事例

業 種：セメント・同製品製造業
被災者：50代男性 経験年数8年
傷病名：左母指骨折、左手背部挫傷
休業見込：2ヶ月
災害発生日時：令和元年11月中旬 午後2時20分

<発生状況>

砂を運搬するベルトコンベヤのヘッドプリーとその付近のベルトに砂が付着していたので、これを取り除こうと軍手をはめた左手で木片を持ってベルト及びプリーに当てて擦っていたところ、ベルトとプリーの間に左手を巻き込まれた。



<解説>

「はさまれ・巻き込まれ災害」では、機械を止めるべきところを稼働させたまま作業し、手など身体の一部を入れてしまうことで発生しているものが多くを占めています。

今回のような機械の掃除などの場合には、労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第107条1項に「事業者は、機械の掃除、給油、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転を停止しなければならない。」と定められておりますので、機械を停止させることを徹底しましょう。

しかしながら、今回のようなベルトコンベヤにおいて、プリーではなくベルトの掃除などでは、機械を運転していなければ完全に掃除ができないという場合があります。このような場合のために、本条には、「ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。」とただし書きがあり、更に「覆いを設ける等の「等」には、十分な長さの用具を使用すること含まれる。」と示されていますので、どうしても機械を止めたままではベルトを完全に掃除できない場合には、十分な長さの用具を使用すれば、ベルトコンベヤを動かしたまま掃除をすることが認められています。この場合でも、ベルトの速度を低速にするなど、できる限り危険性を小さくした上で、作業を行わせましょう。

また、機械には、はさまれたり、巻き込まれたりする危険箇所が存在しています。巻き込まれ注意などの表示を行うなど注意喚起をすることも労働災害防止の一つの手段ではありますが、このような労働者の注意力に頼った労働災害防止策だけでは十分ではなく、特に、異物が混入したなど時には、経験豊かな労働者でも稼働中の機械に、とっさに手を入れてしまうことがあり、多くの「はさまれ・巻き込まれ災害」が発生しています。覆いを設けたり、光線式インターロック機構(光線を遮ると機械が停止する機構)を設けるなど、労働者の注意力に頼るだけでなく労働災害防止を採用していく必要があります。